

第 8 6 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 3 項各号列記以外の部分中「4 8 4 円」を「4 5 0 円」に、
「1 3 4 円」を「1 6 7 円」に改める。

別表中

「

6,586 円	8,283 円	1万1,133 円	1万2,665 円	1万4,740 円	1万5,680 円
5,427 円	6,418 円	7,978 円	9,708 円	1万954 円	1万2,158 円

を

」

「

6,586 円	8,281 円	1万1,131 円	1万2,642 円	1万4,716 円	1万5,702 円
5,419 円	6,410 円	7,967 円	9,696 円	1万930 円	1万2,134 円

に改める。

」

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校

歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（その他の扶養親族についての加算額に係る部分に限る。）及び別表（経験年数が25年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第3条第3項（その他の扶養親族についての加算額に係る部分を除く。）及び別表（経験年数が25年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項（その他の扶養親族についての加算額に係る部分に限る。以下同じ。）及び別表（経験年数が25年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同項及び別表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事

由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

(提案理由)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。